

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の公表について

道路運送法第15条の2に基づき、西鉄バス北九州株式会社から令和3年3月30日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線一部廃止）届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。意見聴取結果は以下のとおりです。

## 一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出に係る意見聴取結果について

### ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出

公示番号：九運公第4号

事案番号：福2廃14（西鉄バス北九州株式会社）

### イ 意見聴取の日時及び場所

令和3年6月29日（火）13時30分から

福岡合同庁舎新館10階 九州運輸局

### ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名

#### 【福岡県】

福岡県 企画・地域振興部 交通政策課 課長 相良 宏

※書面により陳述

#### 【北九州市】

北九州市 建築都市局都市交通政策課長 平野 研

※書面により陳述

#### 【行橋市】

行橋市 都市整備部 都市政策課長 土肥 正典

※書面により陳述

#### 【苅田町】

苅田町 交通商工課長 隅田 衡輝

※書面により陳述

### エ 陳述の要旨

#### 【福岡県】

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス北九州株式会社）との協議内容
  - ・ 令和2年9月30日付で西鉄バス北九州株式会社から、県バス対策協議会に行橋・貫～小倉線の全線廃止の申出書が提出された。県バス対策協議会は、速やかに関係者（関係自治体・福岡運輸支局）に通知し、県バス対策協議会ブロック別地区協議会を開催し、対応策について検討を行った。
  - ・ 「九州労災病院～新曾根・曾根・曾根北町」区間

1便あたり1名程度の利用状況であり、市民の移動手段の確保の観点から日常生活に大きな影響を与えるものではないことや、交通事業者の経営状況を踏まえ、廃止はやむを得ない。

- ・ 「行橋営業所～九州労災病院」 区間

今後も通院をはじめとする一定の利用が見込まれることから、令和3年10月以降、利用実態に応じた便数に調整の上、国と県の地域間幹線系統補助の活用及び沿線市町による運行支援を検討する。

(2) 自治体や住民等の意見

- ・ 特段の意見なし。

(3) 路線廃止に対する代替交通の計画

- ・ 当該廃止路線（九州労災病院～新曾根・曾根・曾根北町）は、1便あたり1名程度の利用状況であり、市民の移動手段の確保の観点から日常生活に大きな影響を与えるものではないことから、代替交通等なし。

(4) 廃止予定日の繰り上げの是非・・・非

- ・ 関係自治体の意向を尊重する。

### 【北九州市】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス北九州株式会社）との協議内容

- ・ 当該路線は沿線自治体が運行補助することで存続することになった「行橋営業所～九州労災病院」の区間と、利用者が非常に少ないことから路線の廃止届が出されている「九州労災病院～新曾根・曾根・曾根北町」の区間がある。

- ・ 令和2年9月18日

西鉄バス北九州株式会社から、本市へ路線廃止に向けた協議の申入れ・当該路線の収支状況の悪化及び輸送人員の低迷のため、路線廃止したいとの説明を受けた。

- ・ 令和2年11月5日 福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会開催

西鉄バス北九州株式会社より、収支状況、輸送人員などから、路線廃止の必要性について説明を受けた。

沿線自治体である本市、行橋市、苅田町からは重要な路線であるため、当該路線のうち「行橋営業所～九州労災病院」の区間については、存続してほしいと要望。

一方で、当該路線のうち「九州労災病院～新曾根・曾根・曾根北町」の区間については、収支状況の悪化や、利用者が非常に少ないことから、廃止もやむを得ないとの意見が出された。

- ・ 令和3年1月19日 福岡県、北九州市、行橋市、苅田町の協議

「行橋営業所～九州労災病院」の区間については、路線存続に向けて、国・県補助に加え、沿線自治体からも運行補助を行うように予算確保することを確認した。

また、「九州労災病院～新曾根・曾根・曾根北町」の区間については、路線廃止もやむを得ないとの意見が出された。

- ・ 令和3年2月8日  
福岡県、北九州市、行橋市、苅田町、西鉄バス北九州株式会社の協議  
路線存続に向けて、沿線自治体から運行補助を検討することを、西鉄バス北九州株式会社に説明し了解を得た。
- ・ 令和3年2月25日 福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会開催  
「九州労災病院～新曾根・曾根・曾根北町」の区間については、現在、1便あたり約1名程度の利用状況であり、市民の移動手段の確保の観点から日常生活に大きな影響を与えるものではないことや、交通事業者の経営状況を踏まえ、事業者からの申出のとおり、廃止はやむを得ないものとの結論。  
一方、「行橋営業所～九州労災病院」の区間については、今後も通院をはじめとする一定の利用が見込まれることから、令和3年10月以降、利用実態に応じた便数に調整の上、国と県の地域間幹線系統補助の活用及び沿線市町による存続に向けた運行支援を検討する。

## (2) 自治体や住民等の意見

- ・ 令和3年2月16日 北九州市バス対策協議会開催（小倉南区）  
当該路線の収支状況及び輸送人員の低迷などから「九州労災病院～新曾根・曾根・曾根北町」区間については、路線廃止となることを説明。区からは今回の路線の一部廃止について、やむを得ないものとして受け入れるとのことであった。
- ・ 「九州労災病院～新曾根・曾根・曾根北町」の区間については、輸送人員が少なく、日常生活に大きな影響を与えるものではないことや、交通事業者の経営状況を踏まえ、事業者からの申出のとおり、廃止やむを得ないものとする。

## (3) 路線廃止に対する代替交通の計画

- ・ 運行回数：6回/日  
輸送人員：1人程度/便  
廃止に伴う利用者への影響は少ない  
以上から、代替交通等の対策は考えていない。

## (4) 廃止予定日の繰り上げの是非・・・非

- ・ 利用者への周知を十分に行う必要があるため。

## 【行橋市】

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス北九州株式会社）との協議内容
  - ・ 令和2年8月3日西鉄バス北九州株式会社より当該路線の廃止検討をしている旨の話があり、同年9月25日付けにて文書による正式な申入れ。

- ・ 行橋市では利用者が少なく、バス以外の代替交通として鉄道や高速バス路線が存在することから、廃止検討についても特段異議はなかった。その後、福岡県及び関係自治体（北九州市、行橋市、苅田町）、西鉄バス北九州株式会社を交えた協議を重ね「九州労災病院～新曾根・曾根・曾根北町」の区間については、廃止もやむを得ず、「行橋営業所～九州労災病院」の区間については、通院をはじめとする一定の利用が見込まれることから、令和3年10月以降の運行については、利用実態に応じた便数に調整の上、国や県の地域間幹線系統補助を活用し、さらに沿線自治体による存続に向けた運行支援を検討していくこととなった。
- ・ 令和3年3月3日付けで行橋市地域公共交通会議へ書面にて意見収集を行ったが、異議や意見等は無かった。

(2) 自治体や住民等の意見

- ・ 廃止区間について、1便あたり1名程度の利用状況であり、市民の移動手段の確保の観点から日常生活に大きな影響を与えるものでないことや交通事業者の経営状況を踏まえ、事業者からの申出のとおり、廃止はやむを得ないと考える。

(3) 路線廃止に対する代替交通の計画

- ・ 今回廃止される区間については、行橋市民の利用者がおらず、影響がないと思われるため、対策は考えていない。

(4) 廃止予定日の繰り上げの是非

- ・ 行橋市の区間ではないため、意思表示はない。

【苅田町】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西鉄バス北九州株式会社）との協議内容

- ・ 令和2年8月4日西鉄バス北九州株式会社より該当路線の廃止検討をしている旨の話があり、同年9月25日付けにて文書による正式な申入れ。
- ・ 苅田町では12便/日の運行に対して、100名程度の乗車があり、町民の公共交通機関として重要な役割を果たしていることから、この路線の廃止による町民への影響は非常に大きいと考え、事業者への一定の財政支援も視野に入れて路線の存続を希望していた。その後、福岡県及び関係自治体（北九州市、行橋市、苅田町）、西鉄バス北九州株式会社を交えた協議を重ね「九州労災病院～新曾根・曾根・曾根北町」の区間については、廃止もやむを得ず、「行橋営業所～九州労災病院」の区間については、通院をはじめとする一定の利用が見込まれることから、令和3年10月以降の運行については、利用実態に応じた便数に調整の上、国や県の地域間幹線系統補助を活用し、さらに沿線自治体による存続に向けた運行支援を検討していくこととなった。
- ・ 令和3年3月8日付けで苅田町地域公共交通会議へ書面にて意見収集を行ったが、異議や意見等は無かった。

(2) 自治体や住民等の意見

- ・ 廃止区間について、1便あたり1名程度の利用状況であり、町民の移動手段の確保の観点から日常生活に大きな影響を与えるものでないことや交通事業者の経営状況を踏まえ、事業者からの申出のとおり、廃止はやむを得ないとする。

(3) 路線廃止に対する代替交通の計画

- ・ 今回廃止される区間については、苅田町民の利用者がおらず、影響がないと思われるため、対策は考えていない。

(4) 廃止予定日の繰り上げの是非

- ・ 苅田町の区間ではないため、意思表示はない。